令和６年３月１日から

戸籍の証明書　請求が便利に！

問　住民保険課　☎ 27 - 0174

戸籍の広域交付がはじまります

1 どこでも

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市町村窓口で請求できます。

2 まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市町村窓口でまとめて請求できます。

制度のポイント

●戸籍証明書等を請求できる方が、市町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。（郵送や代理人による請求はできません。）
●窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。
※戸籍の附票（住所の履歴が載っているもの）の請求はできません。
※コンピューター化されていない戸籍証明書は請求できません。

結婚・相続などの行政手続き、各種申請手続きでの負担が軽減！

本人の戸籍証明書等以外にも
・夫または妻（配偶者）
・父母、祖父母など（直系尊属）
・子、孫など（直系卑属）
の戸籍証明書等も請求できます！

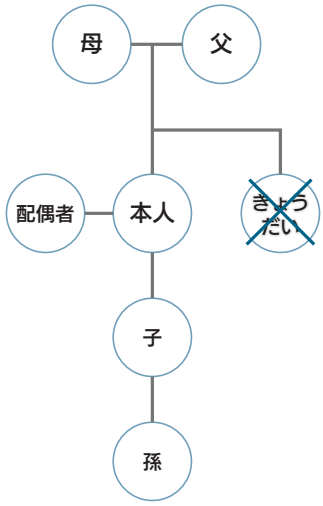

制度の詳細はこちらで確認できます▶　法務省　戸籍法改正　検索　◀法務省HP

「ごうど炭化肥料」を販売しています

問　神戸浄化センター　☎ 28 - 0020

神戸浄化センターで製造した「ごうど炭化肥料」を、１袋（20kg）あたり100円（税込）で販売しています。
窒素・リンを豊富に含み、花き栽培や家庭菜園など幅広くご利用いただけます。

販売場所　神戸浄化センター内肥料専用倉庫
（神戸町大字下宮100番地の１）
販売時間　月～金曜日　10：00～15：00（祝日除く）
※購入希望の方は事前に神戸浄化センターまでご連絡ください。